

ドイツにおける非財務情報「監査報告書」の事例調査

Examples of “Auditor’s reports” on Non-financial Information in Germany

田中 圭
(Kei TANAKA)

【要 約】

本稿は、ドイツ企業で開示されている非財務情報の監査について、監査人による監査報告書の記載事例を紹介するものである。欧州連合（EU）では、2014年に企業の非財務情報開示について規定した「CSR指令」が発効している。2017年のCSR指令転換法によりドイツ商法典に導入された規定では、一定の企業について非財務情報の開示が義務付けられているものの、その内容についての監査は義務付けられていない。しかし、実際には多くの企業で非財務情報についての監査報告書が任意で開示されている。本稿では、DAX30社に含まれるドイツ企業の非財務情報の監査の記述例を取り上げ、報告書の形式、保証水準（合理的保証または限定的保証）について確認する。このような調査は、ドイツにおける非財務情報の開示および監査が、監査制度を含む会計制度の中でどのような機能を担っているかを明らかにする手掛かりとなるものと思われる。

キーワード：非財務情報、確認の付記、合理的保証、限定的保証

【Abstract】

This paper presents examples of descriptions in auditor’s reports on non-financial information disclosed by German companies. EU legislation of 2014 required large companies to report non-financial information. The German Commercial Code amendments by transposition of the EU law in 2017, prescribe disclosure of corporate non-financial information. In Germany, it is not required the information to be audited. However, many companies have voluntarily disclosed auditor’s reports on their non-financial information. This paper surveyed several examples of auditor’s reports of DAX 30 companies, with a focus on a form of report and a level of assurance. The survey would provide a guidepost which identifies institutional functions of disclosures and audits of non-financial information in German corporate accounting system including auditing.

Keyword : non-financial information, auditor’s report, reasonable assurance, limited assurance

1. はじめに

欧州連合（EU）においては、2014年11月15日付の「CSR指令」によりいわゆるCSR情報について「非財務情報」としての開示が規定された。ドイツでは、2017年のCSR指令転換法（CSR-Richtlinie-Umsetzungsgesetz）¹⁾によって改正された商法典（HGB）で、2017年に開始する営業年度から一定の企業²⁾に対して状況報告書（Lagebericht）における「非財務説明（nichtfinanzielle Erklärung）」または、状況報告書とは「別個の非財務報告書（gesonderter nichtfinanzieller Bericht）」の開示が求められている³⁾。

適用対象企業は非財務情報の開示について、状況報告書において記述するか、状況報告書とは別に報告書を作成するか選択できる⁴⁾。とくに注目されるのは、状況報告書については従来から決算監査人の監査対象となるものであった点であるが、HGB第317条によれば決算監査の枠内で状況報告書における「非財務説明」また「別個の非財務報告書」については、その提示がなされているかどうかのみについて監査が規定されたに過ぎない。つまりドイツでは非財務情報の内容については、決算監査人など第三者による監査は義務付けられていないのである。

しかし実際には、本稿で紹介するように多くのドイツ企業で別個の非財務報告書（持続可能性報告書などの名称）に対しても経済監査士など第三者による「監査（Prüfung）」⁵⁾結果の報告にあたる「付記（Vermerk）」が添付されている。

本稿における事例研究の前提を簡潔に示せば、次の通りである。

- ・CSR指令転換法により（大企業に）非財務情報の開示義務が定められた。
 - ・非財務情報の開示については、状況報告書中での記述または別個の報告書作成という選択肢がある。
 - ・状況報告書中の説明であれ、別個の報告書であれ、非財務情報の内容は決算監査の対象ではないが任意の「監査」が行われているケースが多い。
- これらの点をふまえ、本稿ではドイツにおけ

る非財務情報に対する「監査」について、「監査報告書」がどのような形式で示されているかを調査した結果をまとめている。

2. 非財務情報の監査をめぐる法規定

決算監査人の監査対象と範囲を規定したHGB第317条には、CSR指令転換法により第2項に次の文言が加えられている。「第289b条から第289e条、第315b条および第315c条に基づく規定に関して（非財務情報開示についての諸規定—引用者注）、非財務説明または別個の非財務報告書、非財務コンツェルン説明または別個のコンツェルン非財務報告書が提示されているかどうかのみ監査されなければならない」。つまり、非財務情報の内容については決算監査人による監査の対象となっていないのである。

ただしCSR指令転換法により新たに商法典に加えられた第289b条「非財務説明に関する義務；免除」第4項によれば、

「(4) 非財務説明または別個の非財務報告書の内容が検証（überprüfen）されている場合、非財務説明または別個の非財務報告書と同様に監査結果の判断も公表されなければならない」⁶⁾

と規定されており、この個別企業を対象としたHGB第289b条第4項と同じ内容が、HGB第315b条第4項によってコンツェルン非財務説明についても規定されている。なおこの2つの規定は商法典施行法（Einführungsgesetz zum Handelsgesetzbuch）第81条の規定により、2018年12月31日より後に始まる営業年度から適用されるため、それ以前であれば非財務情報の内容が検証されていた場合であってもその結果についての開示義務は課されていなかったことになる。

3. DAX30社における「監査報告書」の事例

3. 1. Althoff/Wirth（2018）による調査

Althoff/Wirth（2018）は、2016・2017営業年度についてDAX30社中27社の非財務情報開示状況を調査し、監査人（決算監査と同じ監査

表1：非財務コンツェルン説明ないし別個の非財務コンツェルン報告書の内容の監査

企業名 (報告書年度2017年)	外部 検証	監査による 保証	監査会社	ISAE3000 [改訂版]の適用	内部検査の 記述	法定決算 監査人
Adidas	✓	限定的保証	KPMG	✓	✓	KPMG
Allianz	✓	限定的保証	PwC	✓	✓	KPMG
BASF	✓	限定的保証	KPMG	✓	✓	KPMG
Bayer	✓	合理的/限定的保証	Deloitte	✓	✓	Deloitte
Beiersdorf	✓	限定的保証	EY	✓	✓	EY
BMW	✓	限定的保証	PwC	✓	✓	KPMG
Commerzbank	✓	限定的保証	PwC	✓	✓	PwC
Continental	✓	限定的保証	KPMG	✓	✓	KPMG
Covestro	✓	合理的保証	PwC	記載なし	✓	PwC
Daimler	✓	限定的保証	KPMG	✓	✓	KPMG
Deutsche Bank	✓	限定的保証	KPMG	✓	✓	KPMG
Deutsche Börse	✓	合理的/限定的保証	KPMG	✓	✓	KPMG
Deutsche Lufthansa	✓	限定的保証	PwC	✓	✓	PwC
Deutsche Post	✓	限定的保証	PwC	✓	✓	PwC
Deutsche Telecom	✓	限定的保証	PwC	✓	✓	PwC
E.ON	✓	限定的保証	PwC	✓	✓	PwC
Fresenius	✓	限定的保証	KPMG	✓	✓	KPMG
Fresenius Medical Care	✓	限定的保証	KPMG	✓	✓	KPMG
HeidelbergCement	✓	合理的保証	EY	記載なし	✓	EY
Henkel	✓	限定的保証	KPMG	✓	✓	KPMG
Linde	✓	限定的保証	KPMG	✓	✓	KPMG
Merck	✓	限定的保証	KPMG	✓	✓	KPMG
Munich RE	✓	限定的保証	EY	✓	✓	KPMG
RWE	✓	限定的保証	PwC	✓	✓	PwC
SAP	✓	合理的保証	KPMG	✓	✓	KPMG
Volkswagen	✓	限定的保証	PwC	✓	✓	PwC
Vonovia			監査なし		✓	KPMG

※ 外部検証：Externe Überprüfung 内部検査：Interne Prüfung

監査による保証：Prüfungssicherheit

限定的保証：Limited assurance 合理的保証：Reasonable assurance

会社か)、開示形態、監査の有無、保証水準などについてまとめている⁷⁾。この調査の中で示されている前頁の表⁸⁾によれば、とくに監査人が準拠した監査基準は国際保証業務基準 (ISAE) 3000改訂版が、また保証水準は「限定的保証」が多くを占めていることがわかる。

以下では、この調査を参考に非財務情報の「監査」における監査判断の記述例を確認していく。

3. 2. 「確認の付記」のみか、別個の「監査報告書」を添付するか

先述の通り、ドイツでは非財務情報の内容について監査は義務付けられていない。決算監査人(経済監査士)が決算書および状況報告書について意見表明する「確認の付記(Bestätigungsvermerk)」に非財務情報開示の有無のみを記載することも可能である。しかし実際には多くの企業が「確認の付記」とは別個に非財務情報に対する「監査報告書」を添付している。

ケース①: 非財務情報についての「監査報告書」は添付しておらず、「確認の付記」においてのみ決算監査人の言及があるもの

Vonovia社: 2018年度営業報告書「独立決算監査人による確認の付記」の一部(KPMG AGの経済監査士2名が署名, 2019年3月19日付)

「監査判断

我々は、Vonovia 欧州会社, Bochumおよびその(コンツェルン)子会社の2018年12月31日時点のコンツェルン貸借対照表, 2018年1月1日から12月31日までの営業年度についてのコンツェルン損益計算書, コンツェルン包括利益計算書, コンツェルン株主資本変動計算書, コンツェルン・キャッシュ・フロー計算書からなるコンツェルン決算書, ならびに重要な会計方法の要約を含むコンツェルン附属説明書を監査した。さらに2018年1月1日から12月31日までの営業年度についてのVonovia SEの統合状況報告書を監査した。統合状況報告書の独立項目に含まれる非財務説明については、我々は

ドイツの法律規定により内容を監査していない。

監査に際して得られた知見に基づく我々の判断(Beurteilung)によれば、

〈…略…〉

・添付された統合状況報告書は、全体としてコンツェルンの状況の適正な写像を伝達している。すべての重要な点において、この統合状況報告書はコンツェルン決算書と一致しており、ドイツの法律規定に対応し、かつ将来の推移動向についてのリスクとチャンスに適正に表示している。我々の統合状況報告書に関する監査判断は、上述の非財務コンツェルン説明(nicht-finanzielle Konzernklärung)の内容には及ばない⁹⁾

このような、「確認の付記」において非財務情報が提示されている点のみ言及し、非財務情報についての監査報告書を添付していない例は、Althoff/Wirth (2018) にあげられた27社ではVonovia社のみである。なお同社は2020営業年度より「確認の付記」とは別に、「非財務コンツェルン説明」に対する独立監査人による監査報告書を添付している¹⁰⁾。

ケース②: 「確認の付記」とは別に非財務情報に関する「付記」を添付しているもの

Daimler社: 2018年度営業報告書中の「非財務報告書」に対する「非財務コンツェルン報告書作成に関する限定的保証の達成(Erlangung begrenzter Sicherheit)の監査についての独立経済監査士の付記」の一部(KPMG AGの経済監査士2名が署名, 2019年2月13日付)

「経済監査士の責任

我々の任務は、我々が実施した監査に基づき限定的な保証をもって(mit begrenzter Sicherheit)報告書についての監査判断を述べることである¹¹⁾

「監査判断

実施した監査手続および得られた監査証拠に基づき、2018年1月1日から12月31日までの期間についてのDaimlerの報告書が、すべての

重要な点において商法典第289b条から第289e条に関連して第315b条および第315c条に合致せずに作成されたという見解に我々を到達させる事実は、我々に認識されなかった。

利用制限／一般的委託制限約款 (Verwendungsbeschränkung/AAB-Klausel)

この付記は、Daimler株式会社、Stuttgart監査役会に宛てたもので、同監査役会のみを利用されるものである。その限りで第三者に対して我々は一切の責任を負わない¹²⁾

このように、Daimler社では状況報告書とは別個の非財務報告書を作成したうえで、独立監査人による「付記 (監査報告書)」を添付し、非財務情報開示規定 (商法典第289b条から第289e条、第315b条および第315c条) への合致について「限定的保証」による意見表明がなされている。

状況報告書での記述、または別個の報告書作成という非財務情報の開示形式についての違いはあるものの、DAX30社では「確認の付記」とは別に、第三者による非財務情報に対する「付記」を添付する形式が圧倒的多数を占めている¹³⁾。

3. 3. 保証水準の違い

Althoff/Wirth (2018) で取り上げられた27社のうち、非財務情報についての「監査による保証 (保証水準)」について、「付記」における記述が合理的保証と限定的保証を組み合わせたものと分類されている例が2社ある。また3社については「合理的保証」に分類されている。

ケース③：合理的保証と限定的保証と組み合わせと解釈されている例

Bayer社：2017年度の「確認の付記」と「持続可能性情報の限定的保証達成に関する監査についての独立経済監査士の付記」の一部 (2つの付記ともにDeloitte GmbHの同一の経済監査士2名が署名、2018年2月21日付)

Althoff/Wirth (2018) により合理的保証と限定的保証の組み合わせたものと分類されているBayerでは、2017年度営業報告書において、まず「確認の付記」では次のような記述がなさ

れている。

「監査に際して得られた知見に基づく我々の判断によれば、

(…略…)

統合状況報告書はコンツェルンの状況の適切な写像を伝達している。すべての重要な点において統合状況報告書はコンツェルン決算書に一致しており、ドイツの法規定に対応し、将来の推移動向についてのチャンスとリスクを適切に表示している。統合状況報告書についての我々の監査判断は、統合状況報告書の構成要素のうち「その他の情報」(“Sonstige Informationen”) と呼ぶ項目の内容には及んでいない¹⁴⁾

決算監査人によって合理的保証による監査判断が示される「確認の付記」では、判断の対象から「その他の情報」として指定する内容を除いているといえる。「その他の情報」にあたる内容については、次のように記載されている。

「(Bayer社の一引用者注) 法的代表者はその他の情報について責任を負う。その他の情報には以下のものが含まれる。

- ・統合状況報告書の4.1節に含まれる、HGB第289f条および第315a条による企業経営陣 (Unternehmensführung) に関する説明
- ・統合状況報告書の4.2節に含まれる、ドイツ・コーポレート・ガバナンス基準3.10項に基づくコーポレート・ガバナンス報告書の「コンプライアンス」の節
- ・統合状況報告書に示された、および営業報告書の拡張されたオンライン版に含まれるオンライン上の補足のすべて
- ・HGB第297a条第2項第4文ないしは第315条第1項第5文に基づくコンツェルン決算書および統合状況報告書についての法定代表者による保証 (Versicherung)
- ・監査済みコンツェルン決算書および統合状況報告書、ならびに我々の確認の付記を除く、営業報告書の残りの部分¹⁵⁾

このような「その他の情報」以外の非財務説

明については、合理的保証による監査判断の対象となっているものと解釈される。これに対して「確認の付記」とは別に経済監査士によって添付されている「持続可能性情報の限定的保証達成に関する監査についての独立経済監査士の付記」では、以下の記述がなされている。

「監査判断

実施した監査手続および得られた監査証拠に基づき、会社の『制限付き監査を受けた』と明示しているオンライン版の記載の報告書が、2017年1月1日から12月31日までの期間について、すべての重要な点において妥当するGRI規準に合致せずに作成されたという見解に我々を到達させる事実は、我々に認識されなかった」¹⁶⁾

こちらは消極的な記述形式による限定的保証の文言で監査判断が示されている。このような「確認の付記」と、それとは別個の非財務情報についての監査報告書におけるそれぞれ異なる保証水準での監査判断について、Althoff/Wirth (2018) は、合理的保証と限定的保証の組み合わせと解釈しているものと考えられる。

ケース④:「合理的保証」の文言を用いているもの

SAP社: 統合報告書における「独立した経営経済監査による証明」の一部 (KPMG AGの2名が署名¹⁷⁾, 2019年2月20日付)

SAPでは、2018年度統合報告書上で決算についての「確認の付記」のほかに、監査人による「証明」として、以下のような合理的保証による文言が示されている。

「監査判断

十分な監査保証 (hinreichende Prüfungssicherheit) の達成のため実施した監査手続および得られた監査証拠に基づき、ビジネス・ヘルス・カルチャー指数、従業員エンゲージメント、従業員の定着、指導的地位にある女性、温室効果ガス排出量 (スコープ1および2, ならびに営業上の航空機利用、従業員の通勤を含めて選択されたスコープ3の排出量)、

再生エネルギー、エネルギー消費、カスタマー・ネット・プロモーター・スコアについて選択された指標は、これらの指標を補足する説明を含めて、2018営業年度についてすべての重要な点で報告基準に合致して作成されている」¹⁸⁾

文中の「十分な監査保証」が「合理的保証」に相当する概念であり、「基準に合致して作成されている」という積極的な記述形式で意見表明が行われている。非財務情報の監査について「合理的保証」による監査判断を明示するケースは、Althoff/Wirth (2018) の分類にみられるように、DAX30社のなかでも非常に少ない。

またこの「証明」のなかでは持続可能性等の指標については限定的保証による記述がなされており、SAP社についても合理的保証と限定的保証の組み合わせととらえた方がより適切であるかもしれない。

4. むすびにかえて

本稿では、ドイツにおける非財務情報の監査について、事例を通して報告の形式 (「確認の付記」のみか、別個の監査報告書を添付するか)、保証水準 (監査判断の記述は、合理的保証によるか、限定的保証によるか) を確認した。現在のところ、非財務情報について監査人による内容上の監査は義務付けられていないものの、DAX30に該当する企業では何らかの形で監査報告書の任意開示が行われている。とくに監査人の監査判断にあたっては、「限定的保証」の形式によるものが支配的である。この点につき、会計専門職団体であるドイツ経済監査士協会 (IDW) は、2020年の見解書 (Positionspapier) において非財務情報について「十分な保証」つまり合理的保証をもって監査されるべきとの見解を示している¹⁹⁾。今後も、法規定改正の可能性も含めどのような形式の保証が行われるか、実務状況を引き続き確認していく必要がある。

本稿で確認した非財務情報監査についての記述例は、ドイツにおける非財務情報の開示および監査が、監査制度を含む会計制度の中でどのような機能を担っているかを明らかにする手掛かりとなるものと思われる。

【参考文献】

- 五十嵐邦正, 2014, 「会計制度改革の視座」千倉書房
- 石川祐二, 2018, 「財務報告内容拡張の意味に関する予備的考察:『ドイツ会計基準第20号コンツェルン状況報告書』の提示」, 駒澤大学経済学論集 49 (1・2): 1-28.
- 稲見亨, 2019, 「ドイツ会計制度にみる非財務報告の特徴—CSR指令転換法の検討を中心に—」産業経理78 (4): 47-55.
- 宮本京子, 2017, 「フランスの制度・実務から見た監査・保証制度の将来的あり方」現代監査27: 111-122.
- Althoff, Carolin / Willy Wirth, 2018, Nichtfinanzielle Berichterstattung und Prüfung im DAX 30: Eine Analyse der Erstanwendung des CSR-Richtlinie-Umsetzungsgesetzes *WPg* 18:1138-1149.
- Bayer, 2018, *Geschäftsbericht 2017 Erweiterte Fassung*, <https://www.bayer.com/de/medien/integrierte-geschaeftsberichte>
- Daimler, 2019, *Nichtfinanzieller Bericht*, <https://www.daimler.com/dokumente/konzern/corporate-governance/erklarungen/daimler-nichtfinanziellerbericht-de-2018.pdf>
- IDW, 2019, *Zukunft der nichtfinanziellen Berichterstattung und deren Prüfung (IDW Positionspapier)*, <https://www.idw.de/blob/127008/fe3ecc79b5ff9bfa52b715d7e44f0382/down-positionspapier-zukunft-nichtfinanzielle-be-data.pdf>
- Marten, Kai-Uwe / Serafin G.K. Weigt, 2018, Die Prüfung nichtfinanzieller Informationen -Herausforderungen für den Abschlussprüfer vor dem Hintergrund der Stärkung nichtfinanzieller Berichtspflichten- *KoR* 10:
- SAP, 2019, *SAP Integrierter Bericht 2018*, <https://www.sap.com/docs/download/investors/2018/sap-2018-integrierter-bericht.pdf>
- Vonovia, 2019, *Vonovia Geschäftsbericht 2018*, https://reports.vonovia.de/2018/geschaeftsbericht/servicesseiten/downloads/files/gesamt_vonovia_gb18.pdf
- Vonovia, 2021, *Vonovia Geschäftsbericht 2020*, https://reports.vonovia.de/2020/geschaeftsbericht/_assets/downloads/entire-vonovia-ar20.pdf

【注】

- 1) 同法の正式名称は、「状況報告書およびコンツェルン状況報告書における企業の非財務報告作成の強化に関する法律」である。
- 2) HGB第289b条によれば、資本会社で①HGB第267条第3項第1文にいう大規模企業, ②HGB第264d条にいう資本市場指向的企業, ③年平均500人以上を雇用する企業である。
- 3) HGB第289b条では個別企業の、同第315b条ではコンツェルンの開示が規定されている。
- 4) Marten/Weigt (2018) は開示形態について、状況報告書/別個の報告書の2区分で説明しているが、稲見 (2019) では、P. Kajüterによる①状況報告書の既存の様式に含める, ②状況報告書中に独立項目を設ける, ③状況報告書と別途に非財務報告書を公表する, という3つの開示方法の分類が示されている。
- 5) ドイツの専門文献上も非財務情報に対する“Prüfung”との表現が用いられており、これは商法典に基づく決算監査とは異なるものであるが、本稿では非財務情報の“Prüfung”についても便宜的に「監査」と呼ぶ。
- 6) CSR指令の各国語版では、ドイツ語の“Überprüfung”に対応する英語は“review”, フランス語では“réexamen”となっている。
- 7) Althoff/Wirth (2018) では、DAX30社のうち3社は決算期のずれ等により、調査時点で非財務情報開示義務の対象でなかったため除外されている。なおDAX構成企業は、2021年9月2日より40社 (DAX40) に拡大されている。
- 8) Althoff/Wirth (2018) S.1148.
- 9) Vonovia (2019) S.255.
- 10) Vonovia (2021) なお同報告書は2021年5月に公表されたものである。
- 11) Daimler (2019) S.224.
- 12) Ebd.S.225.
- 13) 2018年に終了する営業年度について確認した限りで、当時 (2018年末時点) のDAXを構成する30社のうち、アイルランドに本社を置くLinde社を除く29社中27社は「確認の付記」とは別に非財務情報についての「付記」を添付・公開している。
- 14) Bayer (2018) S.308.
- 15) Ebd.S.313.
- 16) Ebd.S.317.
- 17) この「証明」に署名している2名は、「確認の付記」に署名している経済監査士とは別の人物で、経済監査士との記載はない。
- 18) SAP (2019) S.272.
- 19) IDW (2020) S.10.